

邑楽町告示第111号

令和5年第1回邑楽町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和5年5月18日

邑楽町長 金子正一

1. 期 日 令和5年5月22日
2. 場 所 邑楽町役場 議 場
3. 件 名
  - 1 議長の選挙
  - 2 副議長の選挙
  - 3 常任委員の選任
  - 4 議会運営委員の選任
  - 5 邑楽館林医療企業団議会議員の選挙
  - 6 館林地区消防組合議会議員の選挙
  - 7 大泉町外二町環境衛生施設組合議会議員の選挙
  - 8 太田市外三町広域清掃組合議会議員の選挙
  - 9 群馬東部水道企業団議会議員の選挙
  - 10 専決処分の承認を求めることについて  
(邑楽町税条例の一部を改正する条例)
  - 11 専決処分の承認を求めることについて  
(邑楽町都市計画税条例の一部を改正する条例)
  - 12 専決処分の承認を求めることについて  
(邑楽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
  - 13 専決処分の承認を求めることについて  
(令和5年度邑楽町一般会計補正予算 第1号)

○応招・不応招議員

○応招議員（14名）

1番	山本裕子	議員	2番	三ツ村由紀	議員
3番	武井清二	議員	4番	新村貴紀	議員
5番	神山均	議員	6番	蟹和孝一	議員
7番	佐藤富代	議員	8番	小久保隆光	議員
9番	黒田重利	議員	10番	瀬山登	議員
11番	松島茂喜	議員	12番	塩井早苗	議員
13番	原義裕	議員	14番	松村潤	議員

○不応招議員（なし）

令和5年第1回邑楽町議会臨時会議事日程

令和5年5月22日（月曜日） 午前10時開会  
邑楽町議会議場

（その1）

- 第 1 仮議席の指定
- 第 2 議長の選挙

（その2）

- 第 1 議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 副議長の選挙
- 第 5 常任委員の選任
- 第 6 議会運営委員の選任
- 第 7 邑楽館林医療企業団議会議員の選挙
- 第 8 館林地区消防組合議会議員の選挙
- 第 9 大泉町外二町環境衛生施設組合議会議員の選挙
- 第10 太田市外三町広域清掃組合議会議員の選挙
- 第11 群馬東部水道企業団議会議員の選挙
- 第12 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて  
(邑楽町税条例の一部を改正する条例)
- 第13 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて  
(邑楽町都市計画税条例の一部を改正する条例)
- 第14 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて  
(邑楽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 第15 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和5年度邑楽町一般会計補正予算 第1号)

追加議事日程

- 第 1 議長の常任委員の辞任
- 第 2 閉会中の継続調査について

○出席議員（14名）

1番	山本裕子	議員	2番	三ツ村由紀	議員
3番	武井清二	議員	4番	新村貴紀	議員
5番	神山均	議員	6番	蟹和孝一	議員
7番	佐藤富代	議員	8番	小久保隆光	議員
9番	黒田重利	議員	10番	瀬山登	議員
11番	松島茂喜	議員	12番	塩井早苗	議員
13番	原義裕	議員	14番	松村潤	議員

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

金子正一	町長
半田康幸	副町長
松崎嘉雄	総務課長
齊藤順一	財政課長
横山淳一	税務課長

---

○職務のため議場に出席した者の職氏名

石原光浩	事務局長
秋元智美	書記

---

○石原光浩事務局長 皆さん、おはようございます。本日の臨時会は、一般選挙後最初の議会でございます。議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。出席議員中、小久保隆光議員が年長でありますので、ご紹介申し上げます。

---

◎開会及び開議の宣告

○小久保隆光臨時議長 皆さん、おはようございます。ただいま紹介されました小久保隆光と申します。地方自治法第107条の規定により臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまから令和5年第1回邑楽町議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

[午前10時00分 開議]

---

◎日程第1 仮議席の指定

○小久保隆光臨時議長 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまご着席の議席とします。

ここで、暫時休憩します。

[午前10時02分 休憩]

---

○小久保隆光臨時議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

[午前10時34分 再開]

---

◎日程第2 議長の選挙

○小久保隆光臨時議長 日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖します。

[議場閉鎖]

○小久保隆光臨時議長 ただいまの出席議員数は14人であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に武井清二議員、新村貴紀議員、神山均議員を指名します。

これより投票用紙を配付します。

[投票用紙配付]

○小久保隆光臨時議長 念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人

の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小久保隆光臨時議長 配付漏れなしと認めます。

続きまして、投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○小久保隆光臨時議長 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

○石原光浩事務局長 それでは、点呼を取らせていただきます。

山本裕子議員、三ツ村由紀議員、武井清二議員、新村貴紀議員、神山均議員、蟹和孝一議員、佐藤富代議員、黒田重利議員、瀬山登議員、松島茂喜議員、塩井早苗議員、原義裕議員、松村潤議員、最後に小久保隆光臨時議長。

以上でございます。

○小久保隆光臨時議長 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小久保隆光臨時議長 投票漏れなしと認めます。

これにて投票を終了します。

次に、開票を行います。

武井清二議員、新村貴紀議員、神山均議員、開票の立会いをお願いします。

〔開 票〕

○小久保隆光臨時議長 選挙の結果を報告いたします。

投票総数14票。これは先ほどの出席議員数に符合しています。

そのうち

有効投票		14票
無効投票		0票
有効投票中	黒田 重利議員	7票
	松島 茂喜議員	7票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であり、黒田重利議員、松島茂喜議員の得票数はいずれもこれを超えておりますが、両議員の得票数は同数であります。

この場合、地方自治法第118条第1項の規定は、公職選挙法第95条第2項の規定を準用して、くじで当選人を決定することになっております。

黒田重利議員、松島茂喜議員が議場におられますので、くじを引いていただきます。

くじは2回引きます。1回目は、くじを引く順番を決めるためのものです。2回目は、この順序によってくじを引き、当選人を決定するためのものであります。

くじは抽せん棒で行います。

武井清二議員、新村貴紀議員、神山均議員、立会いをお願いします。

まず、くじを引く順序を決めるくじを行います。

黒田重利議員、先をお願いします。

続いて、松島茂喜議員、くじを引いてください。

〔くじを引く〕

○小久保隆光臨時議長 くじを引く順序が決定しましたので、報告いたします。

まず初めに、松島茂喜議員、次に黒田重利議員。

以上のとおりです。

ただいまの順序により当選人を決定するためのくじを行います。

くじを引いてください。

〔くじを引く〕

○小久保隆光臨時議長 くじの結果を報告します。

くじの結果、黒田重利議員が当選人と決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○小久保隆光臨時議長 ただいま議長に当選されました黒田重利議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をします。

黒田重利議員、ご挨拶をお願いいたします。

〔9番 黒田重利議員登壇〕

○黒田重利議長 改めまして、議長に当選させていただきました黒田重利です。力一杯、精一杯やっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

○小久保隆光臨時議長 黒田重利議長、議長席にお着き願います。

これで臨時議長の職務は終了しました。ご協力ありがとうございました。

〔黒田重利新議長、議長席に着く〕

○黒田重利議長 小久保議員には臨時議長大変ご苦労さまでございました。ありがとうございました。暫時休憩をいたします。

〔午前11時03分 休憩〕

---

○黒田重利議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午前11時16分 再開〕

---

◎諸般の報告

○黒田重利議長　ここで、日程に入る前に、改めて諸般の報告をします。

監査委員から監査結果の報告がありましたので、配付しておきましたからご了承をお願いいたします。

次に、今期臨時会に、説明員として出席通知がありましたので、配付しておきましたからご了承をお願いいたします。

これからの議事日程は、配付したとおりであります。

---

◎日程第1　議席の指定

○黒田重利議長　日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長が定めることになっております。これより議席の番号と議員の氏名を事務局長より朗読させます。

○石原光浩事務局長　それでは、議席の番号と議員の氏名を読み上げさせていただきます。

1番、山本裕子議員、2番、三ツ村由紀議員、3番、武井清二議員、4番、新村貴紀議員、5番、神山均議員、6番、蟹和孝一議員、7番、佐藤富代議員、8番、小久保隆光議員、9番、黒田重利議員、議長になります。10番、瀬山登議員、11番、松島茂喜議員、12番、塩井早苗議員、13番、原義裕議員、14番、松村潤議員。

以上でございます。

○黒田重利議長　ただいま事務局長が朗読したとおり議席を指定いたします。

---

◎日程第2　会議録署名議員の指名

○黒田重利議長　日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において山本裕子議員、三ツ村由紀議員を指名いたします。

---

◎日程第3　会期の決定

○黒田重利議長　日程第3、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長　異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定しました。

暫時休憩いたします。

〔午前 11 時 20 分 休憩〕

---

○黒田重利議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午前 11 時 39 分 再開〕

---

◎日程第 4 副議長の選挙

○黒田重利議長 日程第 4、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○黒田重利議長 ただいまの出席議員数は14人であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第 2 項の規定により、立会人に蟹和孝一議員、佐藤富代議員、小久保隆光議員を指名します。

これより投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○黒田重利議長 念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。大丈夫ですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○黒田重利議長 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いいたします。

○石原光浩事務局長 それでは、点呼を取らせていただきます。

1 番、山本裕子議員、2 番、三ツ村由紀議員、3 番、武井清二議員、4 番、新村貴紀議員、5 番、神山均議員、6 番、蟹和孝一議員、7 番、佐藤富代議員、8 番、小久保隆光議員、10番、瀬山登議員、11番、松島茂喜議員、12番、塩井早苗議員、13番、原義裕議員、14番、松村潤議員、最後に 9 番、黒田重利議長。

以上でございます。

○黒田重利議長 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 投票漏れなしと認めます。

これにて投票を終了します。

次に、開票を行います。

蟹和孝一議員、佐藤富代議員、小久保隆光議員、開票の立会いをお願いします。

〔開 票〕

○黒田重利議長 選挙の結果を報告いたします。

投票総数14票。これは先ほどの出席議員数に符合しています。

そのうち

有効投票		14票
無効投票		0票
有効投票中	瀬山 登議員	7票
	原 義裕議員	7票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であり、瀬山登議員、原義裕議員の得票数はいずれもこれを超えておりますが、両議員の得票数は同数であります。

この場合、地方自治法第118条第1項の規定は、公職選挙法第95条第2項の規定を準用して、くじで当選人を決定することになっております。

瀬山登議員、原義裕議員が議場におられますので、くじを引いていただきます。

くじは2回引きます。1回目は、くじを引く順番を決めるためのものです。2回目は、この順序によってくじを引き、当選人を決定するためのものであります。

くじは抽せん棒で行います。

蟹和孝一議員、佐藤富代議員、小久保隆光議員、立会いをお願いいたします。

まず、くじを引く順番を決めるくじを行います。

瀬山登議員、原義裕議員、くじを引いてください。

〔くじを引く〕

○黒田重利議長 くじを引く順序が決定しましたので、報告いたします。

まず初めに、原義裕議員、次に瀬山登議員。

以上のとおりです。

ただいまの順序により当選人を決定するためのくじを行います。

原義裕議員、くじを引いてください。

瀬山登議員、くじを引いてください。

〔くじを引く〕

○黒田重利議長 くじの結果を報告します。

くじの結果、瀬山登議員が当選人と決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○黒田重利議長 ただいま副議長に当選されました瀬山登議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をします。

瀬山登議員、ご挨拶をお願いいたします。

〔10番 瀬山 登議員登壇〕

○瀬山 登副議長 ただいま皆様のご協力いただきまして、副議長に就任しました瀬山登です。先ほど挨拶でもありましたけれども、地方議会で派閥があることは町民のためにもあまり好ましくないので、今期をもって、なるべく皆さん議員が一つになって、町民のためによりまちづくりに貢献していきたいと思っておりますので、皆様のご協力をこれからもどうぞよろしくお願いいたします。

○黒田重利議長 ご協力ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

〔午後 零時02分 休憩〕

---

○黒田重利議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午後 1時35分 再開〕

---

#### ◎日程第5 常任委員の選任

○黒田重利議長 日程第5、常任委員の選任を行います。

お諮りします。常任委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、原義裕議員、松島茂喜議員、小久保隆光議員、佐藤富代議員、新村貴紀議員、三ツ村由紀議員、黒田重利、以上7名を総務教育常任委員会の委員に、松村潤議員、塩井早苗議員、蟹和孝一議員、神山均議員、武井清二議員、山本裕子議員、瀬山登議員、以上7名を産業福祉常任委員会の委員にそれぞれ指名いたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました以上の方々を、それぞれの常任委員会の委員に選任することに決定いたしました。

ここで、各常任委員会を開催し、正副委員長の互選を願うため、暫時休憩いたします。

〔午後 1時37分 休憩〕

---

〔黒田重利議長退場〕

○瀬山 登副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長に代わりまして議事を進めさせていただきます。ご協力をお願いいたします。

〔午後 2時44分 再開〕

---

◎日程の追加

○瀬山 登副議長 ただいま議長から職掌柄総務教育常任委員を辞退したいとの申出がありました。

よって、この際本件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○瀬山 登副議長 異議なしと認めます。

よって、議長の総務教育常任委員辞任の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたします。

---

◎追加日程第1 議長の常任委員の辞任

○瀬山 登副議長 追加日程第1、議長の常任委員の辞任についてを議題といたします。

お諮りします。本件は、議長からの申出のとおり、総務教育常任委員を辞任することについて同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○瀬山 登副議長 異議なしと認めます。

よって、議長からの申出のとおり、総務教育常任委員を辞任することについて、同意することに決定しました。

〔黒田重利議長入場〕

○瀬山 登副議長 議長に申し上げます。

審議の結果、議長の申出のとおり、総務教育常任委員の辞任について、同意することに決定いたしました。

以上で私の職務は終了しました。ご協力ありがとうございました。

議長と交代します。

〔副議長、議長と交代〕

---

○黒田重利議長 副議長には大変ご苦労さまでございました。

各常任委員会における正副委員長の互選についての報告がありましたので、その結果を報告いたします。

総務教育常任委員会は、委員長に原義裕議員、副委員長に小久保隆光議員。

産業福祉常任委員会は、委員長に松村潤議員、副委員長に塩井早苗議員が互選されました。  
以上であります。

---

◎日程第6 議会運営委員の選任

○黒田重利議長 日程第6、議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。議会運営委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、原義裕議員、小久保隆光議員、新村貴紀議員、松村潤議員、塩井早苗議員、神山均議員、以上6名を議会運営委員会の委員に指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました以上の方々を議会運営委員会の委員に選任することに決定しました。

ここで、議会運営委員会を開催し、正副委員長の互選を願うため、暫時休憩いたします。

〔午後 2時49分 休憩〕

---

○黒田重利議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午後 3時20分 再開〕

---

○黒田重利議長 議会運営委員会における正副委員長の互選についての報告がありましたので、その結果を報告いたします。

議会運営委員会では、委員長に塩井早苗議員、副委員長に小久保隆光議員が互選されました。

以上であります。

暫時休憩します。

〔午後 3時20分 休憩〕

---

○黒田重利議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午後 4時45分 再開〕

---

◎会議時間の延長

○黒田重利議長 本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

---

◎日程第7 邑楽館林医療企業団議会議員の選挙

○黒田重利議長 日程第7、邑楽館林医療企業団議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

邑楽館林医療企業団議会議員に、原義裕議員、松島茂喜議員を指名します。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました原義裕議員、松島茂喜議員を邑楽館林医療企業団議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました原義裕議員、松島茂喜議員が邑楽館林医療企業団議会議員に当選されました。

ただいま邑楽館林医療企業団議会議員に当選されました原義裕議員、松島茂喜議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

当選人を代表して、原義裕議員からご挨拶をお願いします。

〔13番 原 義裕議員登壇〕

○13番 原 義裕議員 ただいまご紹介いただきました邑楽館林医療企業団議会議員として指名されました原義裕でございます。よろしくお願いいたします。

過去にもこの医療企業団につきましては、議員として参加もしております。また、改めて参加することとなりましたので、よろしくお願いいたします。よろしくお願いいたします。

---

#### ◎日程第8 館林地区消防組合議会議員の選挙

○黒田重利議長 日程第8、館林地区消防組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

館林地区消防組合議会議員に、松村潤議員、神山均議員を指名します。

お諮りいたします。ただいま議長において指名しました松村潤議員、神山均議員を館林地区消防組合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した松村潤議員、神山均議員が館林地区消防組合議会議員に当選されました。

ただいま館林地区消防組合議会議員に当選されました松村潤議員、神山均議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をします。

当選人を代表しまして、松村潤議員からご挨拶をお願いします。

松村潤議員。

〔14番 松村 潤議員登壇〕

○14番 松村 潤議員 ただいま館林地区消防組合議員に推薦されました松村潤と、それから神山議員でございます。一言ご挨拶を申し上げます。過去にも私消防議員になりました。4期続けてでございますけれども、今、防災減災が叫ばれている中で、ますますこの消防組合、また消防関係の機関は大変重要な機関になっております。これからも私とそれから神山議員、一生懸命頑張っていきますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

---

#### ◎日程第9 大泉町外二町環境衛生施設組合議会議員の選挙

○黒田重利議長 日程第9、大泉町外二町環境衛生施設組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

大泉町外二町環境衛生施設組合議会議員に、塩井早苗議員、新村貴紀議員、私黒田重利を指名します。

お諮りいたします。ただいま議長において指名しました塩井早苗議員、新村貴紀議員、黒田重利を大泉町外二町環境衛生施設組合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました塩井早苗議員、新村貴紀議員、黒田重利が大泉町外二町環境衛生施設組合議会議員に当選されました。

ただいま大泉町外二町環境衛生施設組合議会議員に当選されました塩井早苗議員、新村貴紀議員、黒田重利が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をします。

当選人を代表しまして、新村貴紀議員からご挨拶をお願いします。

新村貴紀議員。

〔4番 新村貴紀議員登壇〕

○4番 新村貴紀議員 ただいま大泉町外二町環境衛生施設組合議員に指名されました新村貴紀です。代表いたしまして、挨拶をさせていただきます。町民の皆様の利便性を上げるため尽くしてまいります。挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

---

#### ◎日程第10 太田市外三町広域清掃組合議会議員の選挙

○黒田重利議長 日程第10、太田市外三町広域清掃組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

太田市外三町広域清掃組合議会議員に、瀬山登議員、黒田重利を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました瀬山登議員、黒田重利を太田市外三町広域清掃組合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました瀬山登議員、黒田重利が太田市外三町広域清掃組合議会議員に当選されました。

ただいま太田市外三町広域清掃組合議会議員に当選された瀬山登議員、黒田重利が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をします。

当選人を代表しまして、瀬山登議員からご挨拶をお願いします。

瀬山登議員。

〔10番 瀬山 登議員登壇〕

○10番 瀬山 登議員 ただいま太田市外三町広域清掃組合議会議員に任命を受けました瀬山登です。この太田市外三町広域清掃組合は、太田市、それから大泉町、千代田町、邑楽町、この3町で広域で清掃活動しております。清掃、ごみの焼却をしております。そして、今、この議会議員、私令和3年度と令和4年度、同じくこの議員をやらせていただきました。その中で、広域で今斎場建設が進められております。場所は、今の太田市外2町でやっております斎場に決定しております。一応令和7年度を稼働目標に太田市が中心になって進めております。その内容にまだまだいろいろ意見がありましたので、引き続きやらせていただくことになりました。なるべく住民のためになる、これからの斎場を目指して進めるのに、少しでも、微力ではありますが、役に立つように頑張っていきたいと思っております。どうぞいろいろ意見ありましたら、また皆さんからも受けて、また参考に申し入れていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

---

#### ◎日程第11 群馬東部水道企業団議会議員の選挙

○黒田重利議長 日程第11、群馬東部水道企業団議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

群馬東部水道企業団議会議員に、黒田重利を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました黒田重利を群馬東部水道企業団議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました黒田重利が群馬東部水道企業団議会議員に当選しました。

ただいま群馬東部水道企業団議会議員に当選されました黒田重利が議場におりますので、当選の告知といたします。

私一人ですので、私のほうから挨拶をいたします。私も水道企業団は初めての場所なのですが、一生懸命やっていきたいと思っておりますので、皆さんどうぞよろしくお願いいたします。

暫時休憩いたします。

〔午後 5時02分 休憩〕

---

○黒田重利議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午後 5時15分 再開〕

---

◎日程第12 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

○黒田重利議長 日程第12、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（邑楽町税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律等が令和5年3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、邑楽町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、3月31日付で専決処分を行った次第であります。

改正の主な内容は、町民税関係では、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限の延長及び優良住宅地の造成等のために、土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期限の延長等であります。

また、固定資産税関係では、大規模の修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額の特例の新設等であり、軽自動車税関係では、環境性能割の賦課徴収の特例及び種別割の税率の特例

に伴う改正等を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○黒田重利議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（邑楽町税条例の一部を改正する条例）を採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○黒田重利議長 起立全員。

よって、承認第2号は原案のとおり承認することに決定しました。

---

### ◎日程第13 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

○黒田重利議長 日程第13、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（邑楽町都市計画税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律等が令和5年3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、邑楽町都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、3月31日付で専決処分を行った次第であります。

今回の改正は、地方税法の改正に伴い、条例で引用している該当条項の条文整備であります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○黒田重利議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（邑楽町都市計画税条例の一部を改正する条例）を採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○黒田重利議長 起立全員。

よって、承認第3号は原案のとおり承認することに決定しました。

---

◎日程第14 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

○黒田重利議長 日程第14、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（邑楽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律等が令和5年3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、邑楽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、3月31日付で専決処分を行った次第であります。

今回の改正は、後期高齢者支援金等課税額を2万円引き上げ、5割軽減及び2割軽減の軽減判定所得について、基準額の見直しを行うものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○黒田重利議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（邑楽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○黒田重利議長 起立全員。

よって、承認第4号は原案のとおり承認することに決定しました。

---

◎日程第15 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて

○黒田重利議長 日程第15、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度邑楽町一般会計補正予算 第1号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度邑楽町一般会計補正予算 第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

令和5年度邑楽町一般会計補正予算（第1号）につきましては、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給を実施するための経費が必要となりましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、4月13日付で専決処分を行った次第であります。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,370万8,000円を追加し、予算の総額を94億6,370万8,000円とするものであります。歳入については、国庫支出金1,370万8,000円の増額であり、歳出については、民生費1,370万8,000円を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○黒田重利議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度邑楽町一般会計補正予算 第1号）を採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○黒田重利議長 起立全員。

よって、承認第5号は原案のとおり承認することに決定しました。

---

◎日程の追加

○黒田重利議長 お諮りします。

この際、閉会中の継続調査についてを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続調査についてを日程に追加し、直ちに議題にすることに決定しました。

---

◎追加日程第2 閉会中の継続調査について

○黒田重利議長 追加日程第2、閉会中の継続調査についてを議題とします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、継続調査事項一覧表のとおり申出がありました。

お諮りいたします。各委員長より申出のとおり、それぞれ閉会中の継続調査に付することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 異議なしと認めます。

よって、そのとおり決定いたします。

---

◎町長の挨拶

○黒田重利議長 以上をもちまして、今期臨時会の日程は全て終了いたしました。

閉会に当たり、町長から発言の申出がありますので、許可します。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議長のお許しをいただきまして、一言ご挨拶を申し上げます。

令和5年第1回邑楽町議会臨時会閉会に当たり、一言御礼の挨拶を申し上げます。邑楽町議会初議会において議会構成が決定し、黒田議長の下、上程をいたしました専決処分の承認を求めることについて承認をいただき、誠にありがとうございました。

さて、新型コロナウイルスにつきましては、今月の5月8日に感染症法上の位置づけが季節性イ

ンフルエンザと同じ5類へ移行しました。しかしながら、感染症対策については、引き続き緊張感を持って取り組んでまいります。

今後も町民の皆さんが安心して豊かな生活が送れるよう、よりよいまちづくりに努めてまいりますので、議員各位におかれましても、町政発展のため、今後ともご指導、ご協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

誠に簡単であります。閉会に当たりまして一言であります。御礼のご挨拶とさせていただきます。大変お世話になりました。ありがとうございました。

---

◎閉会の宣告

○黒田重利議長 以上で令和5年第1回邑楽町議会臨時会を閉会します。

ご協力いただきまして、ありがとうございました。

〔午後 5時31分 閉会〕